

議第37号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長      梶      本      頼      兼

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 図書施設の項中「午前10時から午後5時まで」を「午前10時から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が休日に当たる場合を除く。）は、午前10時から午後7時まで」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月23日から施行する。

提案理由

京都市久世ふれあいセンターの図書施設の開所時間を変更する必要がある  
ので提案する。